

# 短期入所生活介護サービス重要事項説明書

短期入所介護サービス提供にあたり、当事業所が説明する事項は次のとおりです。

## 第1. 事業者

法人名	社会福祉法人弥富福祉会
法人所在地	愛知県弥富市大藤町5番地3
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 山田 耕二
電話番号	0567-65-5531

## 第2. 利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム輪中の郷
施設所在地	愛知県弥富市大藤町5番地3
管理者氏名	施設長 伊藤 公一
電話番号	0567-65-5531
FAX番号	0567-65-5536
ホームページ	<a href="http://yatomifukushikai.com">http://yatomifukushikai.com</a>
E-mail	<a href="mailto:info@yatomifukushikai.com">info@yatomifukushikai.com</a>

## 第3. 介護保険による愛知県知事の事業指定内容

区分	指定番号	事業所名	介護保険事業所番号	指定年月日	サービス種類
居宅	愛知県12高対第31-0883号	特別養護老人ホーム輪中の郷	2375600281	平成12年2月29日	短期入所生活介護
居宅	愛知県18高対第163-2308号	特別養護老人ホーム輪中の郷	2375600281	平成18年4月1日	介護予防短期入所生活介護

## 第4. 通常のサービスの実施区域

弥富市、飛島村及び三重県木曾岬町

## 第5. 利用施設で実施する事業

短期入所生活介護サービス利用者に対し、「寄り添って暮らそう」をモットーに、次の方針によりきめ細かなサービスを提供します。

- (1) 生活支援担当の生活支援員（介護職員）、健康管理、自立支援担当の看護師、歯科衛生士、及び生活相談員、食生活向上担当の管理栄養士、栄養士、調理士及び介護支援専門員が一体となってサービスを提供します。
- (2) 上記サービス提供にあたって、利用者の残存機能に応じ、自らの判断で共同生活にかかわれることを積極的に支援します。
- (3) すべてのサービス提供にあたって、配置職員の判断で自主的に行うようにします。
- (4) 利用者一人ひとりの生活リズムを尊重し、楽しく短期入所生活を送っていただけるよう努めます。

## 第6. 利用施設の概要

1. 敷地面積 9496.19㎡
2. 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建
3. 延床面積 4840.04㎡
4. 利用定員 20名（別に施設入所定員は90名）
5. 居室  
個室10室及び、多床室2室（4人部屋）、2室（1人部屋）  
個室には、トイレ、洗面所、整理戸棚があり、全てベッドですが、希望があれば布団での対応も可能です。  
多床室（4人部屋、共用の洗面所、トイレ付）1室36㎡には、整理戸棚、障子戸の間仕切りがあり、全てベッドですが、希望があれば布団での対応も可能です。
6. その他の設備 2階、3階利用者専用のミニキッチン付き共同生活室（食堂兼多目的ホール）  
健康管理室（医療診察台、歯科診療用チェア、看護室控室）  
静養室、喫茶コーナーなど

第7. 職員配置

令和6年4月1日現在

職種	施設長	介護職員	管理栄養士	栄養士	医師	看護師	歯科衛生士	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員
職員数	1名	31名以上	2名以上	1名以上	1名以上	6名以上	1名以上	2名以上	2名以上	1名以上

第8. 職員勤務体制

令和6年4月1日現在

生活支援（介護）

区分	勤務時間帯（休憩時間帯）
早出B	7:00～16:00(12:00～13:00)（12:30～13:30）
日勤	8:30～17:30(12:30～13:30)(13:00～14:00)
遅出H	11:00～20:00(14:00～15:00)(15:00～16:00)(16:30～17:30)
夜勤	17:00～翌10:00(0:00～1:00)(0:30～1:30)(1:00～2:00)(1:30～2:30)(2:00～3:00)(2:30～3:30)

健康管理（看護師、歯科衛生士）

区分	勤務時間帯（休憩時間帯）
日勤	8:30～17:30(12:30～13:30)
遅出E	9:00～18:00(13:00～14:00)
遅出F	9:30～18:30(13:00～14:00)

食生活向上（管理栄養士、栄養士、調理士）

区分	勤務時間帯（休憩時間帯）
早出A	6:00～15:00(11:00～12:00)
早出B	7:00～16:00(12:00～13:00)
日勤	8:30～17:30(13:00～14:00)
遅出F	9:30～18:30(13:00～14:00)
遅出G	10:30～19:30(13:00～14:00)

上記以外の職員（施設長、事務職員、生活相談員、介護支援専門員）

区分	勤務時間帯（休憩時間帯）
日勤	8:30～17:30(12:30～13:30)
日勤（当直入）	8:30～17:30(12:30～13:30)
日勤（当直明）	7:00～16:00(12:30～13:30)

## 9. サービスの内容について

	内容
食事	職員が厨房で調理にあたり、管理栄養士が栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
	主食は共同生活室のミニキッチン、副食などは調理室で作り、温冷式配膳車で配食し、提供します。
	主食は、米飯、粥、軟飯、ミキサー食、パン食を用意します。
	副食は、刻み、粗刻み、ソフト食、ミキサー食を用意します。
	食事場所は、可能な限りご希望に添える様配慮します。
	提供時間は原則、朝食は6：00、昼食は11：30、夕食は17：30からとなります。 ご利用者のペースに合わせて食べていただきます。
おやつ	お菓子類を中心に提供します。また持参していただいても構いませんが、原則施設管理とさせていただきます、他のご利用者に譲る等は、ご遠慮いただいております。
排泄	ご利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行ないます。
	紙パンツ等、使い慣れたものをお持ちいただいても結構です。
入浴	原則週2日以上、退所日を基準とし、入浴していただきます。 日曜日は実施しておりません。
健康管理	入所日に、簡単な健康チェックを行います。 看護師により、看護及び健康管理に当たります。体調の変化が認められた場合、かかりつけ医の診察をご家族にお願いします。また感染症など共同生活に支障があると判断した場合は退所していただく場合があります。
口腔ケア	食後に歯磨き、入れ歯の掃除等の口腔ケアを行い、必要であれば歯科衛生士がお手伝いします。 誤嚥予防のために食前に口腔体操を実施します。
整容など	寝たきり防止のため、昼間はできるだけ共同生活室にて過ごしていただきます。 個人の尊厳を保つ為、身だしなみに注意し必要な援助をします。

## 第10. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

事項	内容
来訪・面会	9：00～17：00とします。1階事務所窓口の来訪者カードに必要事項をご記入ください。それ以外の時間についてはご相談ください。
外出	必ず行先と帰ホーム時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で、職員にお届けください。
飲酒	本人の状態にあわせ、夕食時間に飲んでいただく事ができます。
喫煙	決められた場所をお願いいたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに関係のない居室に立ち入らないでください。
宗教・政治活動	施設内で、他の入居者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。
食べ物の持込み	健康上の理由により、職員にお尋ねください。

第11. 利用料金について

(1) 基本料金 (令和6年8月1日現在)

① 併設型短期入所生活介護費 (1日につき)

単位: 単位 (地域加算... 1単位: 10.33円)

要介護度	介護サービス費 (1割負担)	
	従来型個室	多床室
要支援1	451	451
要支援2	561	561
要介護度1	603	603
要介護度2	672	672
要介護度3	745	745
要介護度4	815	815
要介護度5	884	884

② 食費及び滞在費 (自費負担: 介護保険給付対象外)

食費: 朝食... 345円 昼食... 600円 夕食... 500円

滞在費: 従来型個室... 1,231円 多床室... 915円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方については、滞在費は認定証に記載された金額、食費は実費と認定書に記載された金額を比較し低い金額となります。

※介護保険負担割合証に記載された負担割合 (1割~3割) となります。

(2) 加算料金等 (令和6年8月1日現在)

※①~⑧: 共通算定

算定項目	算定単位	単位	備考
①機能訓練体制加算	1日	12単位	
②生産性向上推進体制加算 (II)	1月	10単位	体制により、(I) ... 100単位に変更算定あり
③サービス提供体制強化加算 (II)	1日	18単位	職員体制により、 (I) ... 22単位、(III) ... 6単位に変更算定あり
④夜勤職員配置加算III	1日	15単位	※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑤看護体制加算 I	1日	4単位	※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑥看護体制加算 II	1日	8単位	※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑦介護職員等処遇改善加算 (I)	1月		基本サービス費に、各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に14.0%を乗じた単位数で算定
⑧地域加算			6級地 1単位: 10.33円

※⑨~⑮: 該当者又は算定要件を満たした場合に算定

算定項目	算定単位	単位	備考
⑨送迎加算	片道	184単位	自宅と輪中の郷間に限る
⑩医療連携強化加算	1日	58単位	褥瘡、経管栄養等の要件に適合した場合に算定 ※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑪緊急短期入所受入加算	1日	90単位	利用者の状態や家族等の事情により、予定なく緊急利用した場合に、7日~14日を限度として算定 ※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑫若年性認知症利用者受入加算	1日	120単位	※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑬看取り連携体制加算	1日	64単位	※介護予防 (要支援の方) は算定なし
⑭口腔連携強化加算	1回	50単位	
⑮在宅中重度者受入加算 (ハ)	1日	413単位	※介護予防 (要支援の方) は算定なし

### (3) その他の料金

特別な居室の提供…17.60㎡個室を利用された場合は1日当たり500円いただきます。

送迎追加費用…通常のサービスの実施地域外は、以下のように追加費用をいただきます。

B地域	蟹江町、愛西市、津島市、桑名市	片道につき190円
C地域	あま市、大治町、中川区及び港区	片道につき370円
D地域	上記以外の区域以外	片道につき500円

### (4) お支払について

毎月、10日以降に先月分の請求書を発行いたします。お支払後領収書を発行いたします。

お支払方法は、口座振替（当事業所指定の金融機関：県内JA）、窓口にて現金払い、口座振込みの3通りとなります。

## 第12. 利用の中止について

### (1) 利用開始予定日以前の利用の中止

利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止また変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。キャンセル料等はありませんが、事前に計画された上でのご予約をお願いします。

### (2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望された場合。
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合で、ご家族または緊急連絡先へ連絡すると共に、速やかに必要な措置を講じます。また料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

## 第13. 緊急時の対応について

- (1) ご利用者が当施設を利用中に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行います。

協力医療 機関	医療機関名称	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院
	所在地	愛知県弥富市前ヶ須町南本田396番地
	連絡先	0567-65-2511
	診療科	総合病院（内科、外科、整形外科等）

- (2) サービスご利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他のご利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも、看護師または、介護職員の判断により医療機関での受診をお願いする場合がございます。
- (3) 受診のための送迎・付添いは原則としてご家族にご担当いただきます。

## 第14. 秘密保持の遵守について

- (1) 施設及びすべての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了も同様です。
- (2) ご契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅支援事業所等に対し、ご利用者の個人情報を、提供しません。

## 第15. 事故発生時の対応について

事故発生時には速やかに事故にあったご利用者のご家族、居宅介護支援事業所、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した時には、損害賠償を速やかに行います。また万が一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しております。

- (1) 非常・災害時の対応…「特別養護老人ホーム輪中の郷防災計画」により対応します。
- (2) 防災設備 … 必要な設備を備えております。
- (3) 防災訓練 … 年4回以上実施します。
- (4) 防火管理者 … 施設長 伊藤 公一

## 第16. 身体拘束の廃止の取り組みについて

- (1) ご利用者または、その他のご利用者等の生命または、身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為はいたしません。
- (2) 但し、緊急やむをえない理由により拘束をせざるをえない場合は、事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明を行います。
- (3) 行動制限の根拠、内容、見込まれる期間、ご利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。
- (4) 利用者が、自立した生活を目的として、自らの申し出により、体幹保持・姿勢改善のためのベルトを使用する事は、行動制限にあたりません。

## 第17. 事業所の情報公開について

事業所内にある情報公開内容の冊子、インターネット配信によるホームページにて閲覧できます。

## 第18. 要望、苦情の受付について

当施設における要望、苦情は以下の窓口で受け付けます。

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情受け付け担当

担当者	大野 弘貴、伊藤 篤、西井 瑞穂
電話	0567-65-5531、0567-65-5532
受付時間	9:00～17:00

- (2) 各保険者

弥富市市役所 介護高齢課 電話…0567-65-1111  
飛島村役場 保健福祉課 電話…0567-52-1001  
木曾岬町役場 福祉健康課 電話…0567-68-6100

- (3) 愛知県国民保険団体連合会介護保険室 電話…052-971-4165



短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム輪中の郷 短期入所生活介護 説明者名

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、指定介護福祉サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

続柄